

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧給水加熱器(A、B)室壁に設置されている電線管の接地線固定金具が外れているのが認められたため、当該金具を取付。	D	
2	1号機	原子炉再循環ポンプ(B)モータ下部軸受油液位スイッチ点検時、端子接続ケーブルに傷(被覆のはがれ)が認められたため、当該ケーブルを交換。	D	
3	1号機	主発電機軸受温度検出器点検時、2個(タービン側: 1、2)に断線が認められたため、当該検出器を交換。	D	
4	1号機	主タービングランドシール蒸気圧力調整弁駆動部点検時、ポジショナー用フレキシブル電線管に変形(へこみ)が認められたため、当該部を修理。	D	
5	1号機	残留熱除去機器冷却系調圧タンク(B)安全弁の定期事業者検査時、吹出し圧力値に判定値外れが認められたため、検査を中断、当該圧力を調整後、再検査。	D	
6	1号機	復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(C1)吐出圧力計点検時、計器入口弁にシートリークが認められたため、対応検討。	D	
7	1号機	プロセス計算機取替に伴う、計算機室西側壁のボーリング作業時、埋設電線管2本(コンセント用電源)を破損させたため、対応検討。(コンセント負荷側支障なし)	C	
8	1号機	原子炉再循環流量制御系計器点検作業終了に伴う安全処置復旧時、復旧内容の検討不足により、残留熱除去系ポンプ(A)を停止させたため、対応検討。	C	
9	3号機	復水脱塩装置薬液ポンプドレンピットドレン弁が開にもかかわらず排水しない事象が確認され、配管の詰まりが考えられるため、当該配管を点検。	D	
10	4号機	制御棒駆動機構駆動水ポンプ(B)吸込側逃し弁において、シートリーク(鉛筆の芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・補修。	D	
11	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループのサージタンクの液位低下事象が認められ、同熱交換器伝熱管からの漏えいが考えられるため、漏えい箇所を特定後補修。	D	
12	4号機	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(B)出口流量計点検の準備作業時、同流量計出口弁を閉めようとしたところ、閉出来ない(開固着)ことが認められたため、当該弁を点検・補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	その他	「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の一部改正に伴う溶接事業者検査関連マニュアルの一部改訂を実施していないことが認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353